

第16回京都市人権文化推進懇話会

日 時 平成26年3月14日（金）
午後1時30分～3時30分
場 所 京都市役所本庁舎1階 E会議室

○吉川市民生活部長

それでは、定刻になりましたので、第16回京都市人権文化推進懇話会を開催させていただきます。本日は、委員の皆様には、年度末の大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

司会進行を務めさせていただきます市民生活部長の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、京都市を代表いたしまして、平竹文化市民局長から御挨拶を申し上げます。

1 挨拶

○平竹文化市民局長

ただいま御紹介のございました京都市文化市民局長の平竹でございます。年度末の大変お忙しい中おいでいただきまして、誠にありがとうございます。

この懇話会で、いろいろと細かく御議論いただいたアンケートにつきまして、昨年の11月から募集をいたしまして、合計1,219件の御回答をいただいておりますので、これをもとに私どもとしては本日の議題にも上がっておりますけれども、次期人権文化推進計画の内容に反映させていきたいというふうに考えているところでございます。そういった基礎資料として活用させていただきたいと思っております。私も4月から現在のポストにおりますけれども、アンケートの内容を御議論いただくときには、本当に侃侃諤諤の御議論をいただきまして、いい内容と申しますか、現在にマッチした非常に素晴らしいアンケートの内容にさせていただいたのではないかな、というふうに思っているところでございます。

人権の問題というのはいろんな問題がまた新たに生じるということがございまして、子どもに対するいじめの問題ですとか、あるいはブラック企業による従業員に対するいろんないじめといいますか、過酷なお話等が、今までは余りなかったのが非常に話題になってきたりしているような状況もございます。

2週間ぐらい前に、アメリカの国務省の報告書の中に、日本のヘイトスピーチの問題が取り上げられたということが新聞等で報道されております。そういったことを見ていると、やはり人権の問題というのは、我々がどうしても内向きに考えること以上に、やはり世界の中では非常に関心を持たれていて、世界のある意味でのスタンダードみたいなものがあるのではないかなというふうに感じているところでございます。

今朝も浦和レッズのサポーターが「JAPANESE ONLY」というふうなことが、そういった人種差別に当たるのではないかとということで、処理を誤ったということが大々的に報道されておりましたけれども、やっぱり私ども京都市も国際文化観光都市ということで、世界の方々をお迎えするというふうなことを政府の1つの基本にしているというふうな

ことがございますので、そういった意味では、この懇話会の中で忌憚のない意見交換をしていただいて、京都市のそういった人権行政を日本の中で誇れるもの、あるいは世界の中でも十分通用するものになるように、というふうに私どもは考えているところでございます。

本日はお手元に資料をお配りさせていただいておりますけれども、人権文化推進計画に基づきます平成26年度の事業計画についての御意見を伺うということと、先ほど申し上げましたように次期人権文化推進計画の策定に関しまして、この方向性と進め方について御意見をいただくというふうな予定になっております。本日も各人権関係の所管の課長等が多数来ておりますので、是非忌憚のない意見交換をしていただいて、事務局の方からも御質問等がございましたら別途受け付けさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございます。

2 議題

○吉川市民生活部長

それでは、今回は委員改選後、初めての懇話会となりますので、私から委員の皆様を御紹介させていただきます。なお、五十音順の紹介とさせていただきます。よろしく願いいたします。

弁護士の安保千秋様でございます。新たに委員に御就任いただきました。公益財団法人世界人権問題研究センター所長の安藤仁介様でございます。関西大学社会学部教授の石元清英様でございます。大谷大学文学部教授の岩淵信明様でございます。新たに委員に御就任いただきました。市民公募委員の岡田幸子様でございます。同じく新たに委員にご就任いただきました。京都女子大学発達教育学部教授の表真美様でございます。市民公募委員の木下寧夫様でございます。新たに委員に御就任いただきました。公益財団法人京都新聞社会福祉事業団常務理事直野信之様でございます。同じく新たに委員にご就任いただきました。龍谷大学法学部教授の矢野昌浩様でございます。新たに御就任いただきました。なお、特定非営利活動法人で多文化共生センターきょうと代表の重野亜久里様におかれましては、本日所用により御欠席されていらっしゃる。

それでは議事に入ります前に、座長、副座長の選出に移らせていただきます。京都市人権文化推進懇話会開催要綱におきまして、座長、副座長は市長が指名することとなっておりますので、事務局から指名させていただきます。座長につきましては、安藤先生にお願いしたいと存じます。また、副座長につきましては、石元先生にお願いしたいと存じます。安藤先生、石元先生、どうぞよろしく願いいたします。

それでは座長席、副座長席へお移りいただけますでしょうか。それでは以下の議事進行につきましては、安藤座長にお願いを申し上げます。安藤先生、どうぞよろしく願い申し上げます。

○安藤座長

先ほど市長指名ということで石元先生と並んで当局から座長を仰せつかった安藤です。私の務めておりますのが世界人権問題研究センター所長ということで、そのせいも随分あるんじゃないかと思えますけれども、ここでは委員の皆様と同じ立場で、京都市の人権行政に少しでもお役に立てるようというので、私なりに努力してまいりたいと思いますので、よろしくお力添えいただきたいと思えます。

お手元にあります次第に、今日の懇話会のあらすじでございますが、議題としては2つ、これはこれから進めます平成26年度の人権関係の事業計画、市の方から御説明いただいた後、皆様方から御自由にコメントいただく予定になっております。それから、これは先ほど局長の御挨拶にもありました、平成27年度、来年度から10年という、かなり長い計画なんですけれども、それを新しくつくる。これも昨年ある程度議論しまして、市のコメントも踏まえて一応の形は決まっておりますけれども、人権というのは絶えず新しい議題が出てまいりますし、社会状況も変わりますので、それも踏まえて、これについてもまた現段階でのコメントをいろいろいただけたらと思えます。

それでは市のほうから資料の確認と御説明をお願いします。

○吉川市民生活部長

それでは資料の確認をさせていただきます。最初に議題（1）の資料として、資料1の「京都市人権文化推進計画 平成26年度事業計画」という分厚い資料がございます。

次に、議題（2）の資料といたしまして、資料2「次期京都市人権文化推進計画の策定について（案）」という資料がございます。

それでは議題の説明に移らせていただきます。人権文化推進懇話会は効果的な人権施策の推進に向けて、外部の視点から客観的に本市人権施策の進捗状況の確認、点検、強化をお願いしているものであります。

議題（1）は、京都市人権文化推進計画に係る平成26年度の事業計画について御報告させていただきます。この事業計画につきましては、平成17年3月に策定し、平成22年3月に改訂いたしました、人権文化推進計画の第4章、計画の推進において毎年度具体的な事業計画書を作成し、施策の実施状況の点検を行うと定めていることから、平成18年度以降、毎年度作成し、この懇話会において御報告し、委員の皆様から御助言や御意見等をいただいております。本日は、平成26年度の事業計画につきまして御報告させていただきます。なお、平成25年度の事業実績につきましては、年度が変わりましてから開催いたします懇話会において、御報告をさせていただく予定でございます。

次に議題（2）の次期京都市人権文化推進計画の策定についてでございます。現行の人権文化推進計画の計画期間は、平成26年度末までとなっております。そのため、次期計画を本懇話会の委員の皆様にお聞きしながら、来年度1年間をかけて策定する予定としております。本日は策定の趣旨や今後のスケジュール、意見聴取の方法な

どについて、人権文化推進課から御報告をさせていただきます。

なお、昨年11月に次期計画の策定の基礎資料を得ることを目的に、人権に関する市民意識調査を実施いたしました。調査票の作成等に当たりましては、懇話会の委員の皆様から貴重な御助言を数多くいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。調査結果につきましては、とりまとめ作業を現在進めており、今月下旬に発表させていただく予定でございます。次回以降の懇話会におきまして、結果を御報告させていただき、今後、次期計画に活かしていく上で、忌憚のない御意見をいただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

資料の確認と議題の説明は、以上でございます。

(1) 京都市人権文化推進計画 平成26年度事業計画について

○安藤座長

お手元の資料を御確認いただき、もし欠けているものがございましたらお申し出いただきたいと思っております。特にないようでしたら、引き続き、議題(1)に移りたいと思っております。議題(1)は、先ほど申しましたが京都市人権文化推進計画平成26年度の実業計画についてでございます。それではよろしく願いいたします。

○島崎課長(人権文化推進課)

人権文化推進課長の島崎と申します。どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、資料の1「京都市人権文化推進計画 平成26年度事業計画」について御説明をいたします。少し資料のほうが多くなってございまして、説明が少し長くなりますが御了承いただきたいと思っております。

この事業計画につきましては、京都市の人権文化推進計画に基づいて、毎年各局各区で実施を予定しております取組について、委員の皆様から御意見を伺うためにとりまとめたものでございます。

まず、1ページ目をおめくりいただきまして、この事業計画は重要課題別の取組と、各局別の取組で構成しております。重要課題別の取組につきましては、計画に掲げております人権上の重要な課題として位置づけている「女性」、「子供」、「高齢者」等、9つの課題に関しまして、個別の重要課題ごとに現状と課題、そして平成26年度における主な取組を記載しております。「各局区別の取組」につきましては、人権文化推進計画や、あるいはそれ以外の各局区で策定しております個別計画に基づく、人権文化の構築に関わる事業について、平成26年度に実施予定の事業を一覧にし、新規事業につきましては、冒頭に掲載をいたしまして、それぞれできる限り詳しく記載をさせていただいております。

もう1ページおめくりいただきまして、右側のページを御覧いただきたいと思っております。平成26年度につきましては、合計で475事業、内訳といたしまして継続してやっております事業が455、以前のものに改善を加えました事業が13、そして平成26年度新規で

実施をする予定の事業が7事業ということでございます。

平成26年度に新たに実施する7事業について、概要を御説明させていただきます。

まず、「ゼスト御池等における啓発」でございます。2-7ページを御覧いただきたいと思っております。各局区別「文化市民局」の1番でございます。これは多数の市民が訪れられますゼスト御池におきまして、パネル展示や河原町広場のマルチビジョン等を利用した啓発活動を行うことで、より多くの市民の皆様の人権についての幅広い知識を習得していただくといった機会の提供をしていくものでございます。

次に、新規事業の2つ目「京都市居住支援協議会」2-17ページ、保険福祉局の1番でございます。これは高齢者が民間賃貸住宅に円滑に入居できる環境の整備を進めるために、不動産団体や福祉団体、京都市あるいは京都市の住宅供給公社を構成としました京都市住居支援協議会を設立しまして、高齢者の方に対しまして、住まいに関する情報の発信、あるいは高齢者の方々が抱えておられる不安や疑問に答えるために取組を行ってまいります。この事業は保健福祉局と都市計画局の連携の事業となっております、同様の事業を都市計画局のほうにも掲載しております。

新規事業の3つ目でございます。「憲法月間人権啓発」でございます。2-48ページを御覧ください。右京区の1番でございます。これは右京区の人権啓発事業でございます。「は一とふるシアター」において制作をいたしました人権問題に関する映像を公開することによりまして、市民に人権を身近に考えてもらう機会を提供する取組でございます。

次に新規事業の4番「『119番通報等における多言語通訳体制確保事業』の実施」でございます。2-62ページでございます。消防局の1番でございます。これは日本語による会話が困難な外国人観光客や市民に対しまして、24時間365日対応可能な電話の同時通訳サービスを用いた多言語通訳体制を確保することで、119番の緊急通報時や災害現場での聞き取りを迅速に行いまして、観光客や市民の身の安全を確保するものでございます。

新規事業の5番「『こども110番のくるま』の取組の実施」でございます。2-67ページを御覧ください。交通局の1番でございます。これは子どもの安心安全を守るために、市バス等の走行中に助けを求めてきた子どもを発見した際、それを保護し、状況によっては110番通報あるいは119番通報するなど、安全な地域づくりに貢献する取組でございます。

次に「『いじめ防止対策推進法』の施行に伴う取組の推進」でございます。2-71ページ、教育委員会の1番でございます。これはいじめ防止のために総合的な対策を効果的に推進するというところで、京都市と市立学校における「いじめ防止基本方針」の策定をはじめとしまして、「いじめ問題対策連絡協議会」や「教育委員会の附属機関」等について条例でしっかりと規定し、法の実践に関して必要な事項を定めてまいります。

次に、改善・充実する事業といたしまして、13の事業でございますが、1例を御紹介いたします。

まず、1つ目に「児童相談所の体制強化」2-23ページでございます。保健福祉局の59番でございます。これは近年増加傾向にございます児童虐待に係る相談・通告に対しまして、迅速かつ適切な対応を行うために、担当の弁護士1名を増やし、2名配置にするとともに、立ち入り調査や保護者御自身が法的な問題を抱える場合などに、対応協力を委託業務に追加をいたします。これによりまして、今まで以上に迅速な法的な対応が可能となつてまいるといふ事業でございます。

もう一つ、「心の居場所づくり推進事業」でございます。2-74ページ、教育委員会の25番でございます。これは不登校の小学校の低年齢化や児童虐待の深刻化等々、教育の課題の早期対応、予防取組をさらに充実をしていくためにスクールカウンセラーやソーシャルワーカーの配置の拡充をいたします。スクールカウンセラーにつきましては、平成24年度までにすべての京都市立の中・高・総合支援学校への配置を完了しておりまして、平成27年度の小学校を含めました全校配置に向けて、平成26年度中には小学校への配置を126校に拡充をしております。

それでは次に、平成26年度の重要課題別の取組について説明をさせていただきます。重要課題別の取組につきましては、資料の1-1ページからでございますが、新たに今年度追加した点、昨年度からの改善点については下線を引いておりますので、御参照いただきたいと思ひます。

それでは資料の1-1ページを御覧ください。まず各重要課題に共通いたします事項といたしまして、全般的な取組を掲げております。主には市民、企業に対します啓発活動等についてでございますが、人権による啓発研修を実施しておられる市民やあるいは企業に対しまして、講師の紹介、啓発ビデオ・パネル等の貸し出し等による活動の支援ということで、人権啓発サポート制度の実施、あるいは人権文化推進計画に基づく取組を毎年御紹介する「京都市人権レポート」の発行、市民が抱えておられる人権上の問題につきまして、適切な機関に相談していただけるよう相談・救済に関する機関や制度をまとめた「京都市人権相談マップ」、こういったものの発行によりまして、今年度も、引き続き実施していくということと、交通バリアフリーやユニバーサルデザインにつきましても、積極的に推進をしていくこととしてございます。また近年大きな問題となっております教育の場でのいじめ、あるいは体罰、職場でのパワーハラスメントなどにつきましても、関係機関と連携をいたしまして、早急な対策の実施に取り組んでまいります。1-1ページの下線の部分でございますが、従来までは本市の市民向けの人権情報誌として「あい・ゆーKYOTO」、それと企業向けの人権情報誌として「ベーシック」を別々に発行しておりましたが、平成26年度からは総合的な人権情報誌を目指しまして両誌を統合し、内容を充実する人権情報誌を発行してまいります。

次に、女性に関わる事業といたしまして、資料の1-5ページでございます。きょうと男女共同参画推進プランを踏まえまして、従来から男女共同参画の取組を進めておりますが、ドメスティック・バイオレンスをはじめといたします女性に対する暴力の問題、ある

いは仕事と家庭，社会貢献に調和できる真のワークライフバランスの推進について，重点分野として位置づけて，取り組んでまいります。

特にDV対策の強化につきましては，平成26年度の主な取組といたしまして，平成23年3月に策定をいたしました京都市のDV対策基本計画に基づきまして，総合的・計画的に取り組むとともに，京都市のドメスティック・バイオレンス相談支援センターにおきまして，関係機関との連携のもと，相談から自立支援まで継続的な被害者支援に取り組んでまいります。また，平成25年度から実施をしております男性カウンセラーによるDVに悩む男性のための電話相談，これについても，引き続き，実施をしてまいります。

次に，子どもに関する事業につきましては，資料の1-7ページを御覧ください。子どもの問題につきましては，近年増加傾向がございます児童虐待，京都市における平成24年度の虐待の相談・通告件数は，1,157件でございました。こういった子どもの人権侵害に対しまして，より迅速で的確な支援体制を構築することが課題となっております。また，虐待だけではなくて，いじめ・体罰等，子どもに身体的・精神的な苦痛を与え，時には自殺にまで追い込んでしまう大変重要な問題でございます。学校や家庭では，これらの兆候を普段の子どもの言動や様子から感じ取っていただき，組織的に家庭・地域と連携をしながら，その予防や適切な初期対応を行うことが必要となっております。

平成26年度の主な取組といたしましては，各区役所に設置しております「子ども支援センター」におきまして相談やカウンセリング，また「地域子育て支援ステーション」に指定をいたしました保育所（園）・児童館におきまして，子育て相談や子育ての講座を開催するなど，地域で子育てを応援する環境をつくってまいります。

学校や園におきましては，子ども支援専門官の配置，児童虐待ケースについて学校から児童相談所への定期的な情報提供などによりまして，児童相談所との密接な連携を図り，虐待等の未然防止に努めてまいります。

また，不登校やいじめ，少年非行の低年齢化等につきましては，早期発見，早期対応や予防の取組をさらに充実するため，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充をしてまいります。

次に，高齢者に関する事業につきましては，資料1-10ページでございます。高齢社会の進展に伴いまして，介護者等による虐待など，人権上の問題が生じ，高齢者の自立した生きがいのある健やかな暮らしが妨げられているという状況が見られます。そのため「第5期京都市民長寿すこやかプラン」に基づきまして，高齢者がどのような心身の状態にあっても尊厳を保ち，自己実現ができる社会の実現のための取組を推進してまいります。

平成26年度の主な事業といたしましては，高齢者が民間賃貸住宅に円滑に入居できる環境の整備を進めることを目的として，不動産団体，特殊団体等と京都市が構成員とした京都市居住支援協議会，これを設立いたしました。住まいに関する情報の発信と高齢者が抱えておられる不安や疑問等に答える取組を新たに行ってまいります。

また，引き続き，地域の関係者や介護サービス事業者を中心といたしました「早期発見・

見守りネットワーク」、福祉事務所や地域包括支援センター等を中心とした「保健医療福祉等介入ネットワーク」、長寿すこやかセンターを中心とした「専門機関ネットワーク」を構築し、高齢者への虐待を防止し、生命と身体の安全の確保を図ってまいります。

次に、障害のある人に対する事業でございます。資料の1-13ページでございます。各種の取組を通じまして、ノーマライゼーションの理念は徐々に定着をしつつありますが、道路に障害物が多いといった物理的な障害のほか、障害に対する無理解・無関心といった問題が依然存在しております。

また、今なお精神障害に関する誤った認識や偏見が存在してございます。このため障害のある人の人権の問題は、市民一人一人の問題であると、市民一人一人が自立した主体的な存在であり、すべての人の人権を守るという視点を基礎に取組の推進をしてまいります。

平成26年度の主な事業といたしましては、平成24年10月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行に伴いまして、区役所・支所に養護者による障害者虐待に関する相談窓口の設置や、虐待防止や早期発見のために協力体制づくりなどの支援体制の構築を図ってまいりました。平成26年度はこれらの取組をより進めるとともに、より適切で効果的な支援につなげるための事例検討等の取組を進めてまいります。

障害のある方が生きがいを持って働ける職場づくりの推進をするために、「京都市障害者就労支援推進会議」を継続して運営し、関係機関・団体と協同して取組を推進するとともに、京都市役所におきましても職場実習やチャレンジ雇用、こういったものの実施体制の充実を図ってまいります。また、権利擁護に係る関係機関や団体で構成いたします「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」を開催いたしまして、権利擁護に係る施策や制度の普及・啓発等を推進してまいります。

次に、同和問題につきまして、1-16ページでございます。同和問題につきましては、平成21年3月の「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」からいただきました報告をもとに、すべての課題につきまして改革・見直しに取り組んでまいりました。

平成26年度につきましても、今までの大きな成果を損なうことのないよう、引き続き、人権教育・啓発事業に精力的に取り組むとともに、自立促進援助金制度の廃止に伴う奨学金の返還事務の着実な推進や市立浴場の効率的な運営、あり方の検討など、改革の早期の完了に向けまして取組を進めてまいります。

次に、外国人・外国籍市民についてでございます。資料の1-18ページでございます。これまで国際理解教育や啓発活動などの取組によりまして、異なった民族、国籍、文化を持つ者が共に暮らしているという認識は市民の中に深まっているものの、依然、国籍が違うということだけで、偏見や差別されるという事案が見受けられます。このような課題に対応するため、学校教育や啓発活動の充実、市民レベルでの交流の促進等々に取り組んでまいります。

平成26年度の主な取組といたしましては、昨年度に引き続きまして多文化共生のまち

づくりについて議論をする「京都市多文化施策懇話会」の開催、講演や文化紹介を通して市民が外国の文化、生活習慣に触れる機会を増やすとともに、外国籍市民の方が活躍できる機会を提供する「京都市国際文化市民交流促進サポート事業」、あるいは安心して医療サービスを受け、健康に暮らすことができるよう、医療機関に通訳者を派遣する「医療通訳派遣事業」、こういったものを実施いたしまして、外国籍市民の方が安心して生活できる環境整備に取り組んでまいります。

次に、感染症患者等に関する事業に関しまして、資料の1-20ページでございます。HIV、エイズに関する曖昧な知識等によりまして、患者や感染者の方への偏見、差別意識が生じ、人権上の課題となっております。市民に対しまして、あらゆる機会を通じて、エイズに対する正しい知識と患者・感染者の人権擁護のため、普及啓発の対策を推進してまいります。

平成26年度も保健センター等でHIVの検査を行うほか、HIV検査普及週間である6月1日から7日にかけては、相談体制の拡充を図るとともに世界エイズデーである12月1日に合わせまして街頭キャンペーン、ポスター等での啓発を行ってまいります。またAIDS文化フォーラムin京都を開催いたしまして、講演会等による啓発あるいは臨時のHIV検査等の実施をしてまいります。

次に、ホームレスについてでございます。資料1-21ページを御覧ください。本市では平成16年に策定をいたしました「京都市ホームレス自立支援等実施計画」に基づきまして、様々な支援と取組を実施してまいりました。ホームレスの数は、減少してございます。ただ、ホームレスの高齢化や路上生活期間の長期化の傾向が一層顕著になっておりまして、今後も個々のホームレスの状況に応じた丁寧で粘り強い支援が必要でございます。

平成26年度の主な事業といたしましては、引き続き、ホームレスに対しまして長期的な支援・相談を実施するホームレス訪問相談事業を実施し、自立に向けた意欲を喚起いたしまして、安定した生活につなげていくほか、借上げを行っている簡易旅館から居宅等での生活に向けた移行支援、居宅確保直後のきめ細やかな生活指導を行う「京都市ホームレス自立生活推進事業」などを引き続き実施してまいります。

最後にその他の課題についてでございます。資料1-23ページをごらんください。個人情報に関する意識の変化や高度情報化の進展によりまして、犯罪被害者等のプライバシーの侵害、あるいはインターネットによる人権の侵害など、新たな人権課題に対する対応が求められてございます。また職場での優位性を利用いたしまして、本人の人格や尊厳を傷つけるパワーハラスメントや職場でのいじめ等の問題も顕在化しております。性同一性障害の方が戸籍上の性別を変更できる特例法の制定や、犯罪被害者等基本法に基づきます犯罪被害者の方の権利の保護を図るための具体的な施策を定めた犯罪被害者基本計画の策定など、国におきましても一定の対応は進められてございますが、社会的な理解は十分とはいえない状況でございます。このため、京都市におきましても積極的に教育啓発活動を推進していく必要があると考えております。

平成26年度の主な事業といたしましては、市民の皆様になたな人権課題についての理解・関心を深めてもらうために人権情報誌や市民しんぶん等の記事によりまして、また、各種の人権イベントにおいて啓発を行うなどの取組を進めてまいります。

また、犯罪被害者につきましては、平成23年4月1日に施行いたしました「京都市犯罪被害者等支援条例」に基づきまして、公益社団法人京都犯罪被害者支援センター内に設置をいたしました総合相談窓口を拠点といたしまして、被害者の方に対する様々な支援を行ってまいります。

また、企業向けの人権啓発講座等を通じまして、パワーハラスメントを初めとする職場での人権侵害等について理解と意識の向上を図ってまいります。

重要課題別の取組について主なものについては以上でございます。この事業計画につきましては、今後人権文化推進委員会のホームページで公開をし、広く市民の皆様にも周知を図ってまいります。議題（1）につきましては、説明は以上でございます。

○安藤座長

ありがとうございます。

話題がかなり広範にわたりますので、いろいろ御意見、御質問があるかと思いますが、今までの御説明に御質問あるいはコメントがありましたら、これよりお願いしたいと思います。

表委員、どうぞ。

○表委員

子どもに関してなんですけれども、2つ質問があります。1－8ページの子ども支援専門官という立場の方はどういう方で、京都市にどれぐらいの人数がどこに配置されているのかということ伺いたいのと、それからDVですとか児童虐待にも関連すると思うんですけれども、何年か前から居所不明児童という言葉が話題になっていますが、京都市の場合はどういった取組がされているのかということをお教えいただきたいということです。

この2点について、よろしく願いいたします。

○安藤座長

ありがとうございます。

関連質問で、他の委員からございますか。非常にはっきりした御質問ですので、市の方でお答えいただきたいと思います。

○辻井係長（学校指導課）

御質問のございました子ども支援専門官についてでございます。児童虐待、それはいじめ、不登校等の課題の解決のため、児童相談所等の関係機関との連携強化を図り、子ども家庭に対します相談支援体制の充実を図るため、平成21年度から教育委員会の生徒指導課に子ども支援専門官を設置いたしました。

現在の体制でございますけれども、児童相談所支援官の担当課長以下を併任という形

で、2名の子ども支援専門官を設置しているところでございます。

具体的な中身、仕事の方なんですけれども、児童相談所からの依頼に基づきまして、児童相談所に月1回、該当する児童の出席状況等の情報提供を行うことや、毎週実施されております児童相談所での援助方針会議に出席をさせていただいております。

○吉山課長（保健医療課）

それでは2点目の御質問でございます。居所不明児童についてでございますが、各保健センターでは乳幼児の健診を実施いたしております。4カ月健診、8か月健診、1歳6ヶ月、3歳3ヶ月と4回の健診を実施いたしておりますけれども、この健診の受診率100%を目標に掲げておりますが、いま、95%、96%というところまではまいりませんが、なかなかそのあとの数%の方が、私ども保健センターの未受診者に関して家庭訪問等をさせていただいて把握をしているところでございますが、その辺りが不明な方が確かにいらっしゃいます。

そういった場合は、訪問あるいは電話等で把握をしておりますが、そこが不明な場合は各行政区で設置をしております養護児童対策地域協議会に上げまして、それとか福祉事務所と連携をいたしまして、いろいろな情報がないかというところを把握しております。

また外国籍の方もいらっしゃいますので、そういったところの把握も進めているという状況でございます。

○安藤座長

表委員、それでいいですか。

○表委員

はい。何名ほどそういう方がおられるのかなというのは、把握されているんですか。

○吉山課長（保健医療課）

人数に関しましては、今ちょっと手元に資料がございませんので、またお調べいたしましてご報告を後ほどさせていただきたいと思っております。

○安藤座長

子ども支援専門官のほうは2名おられるけれども、もうちょっと具体的にどういう事案があつて、どういうふうに対処されたか、分かる範囲でお答えいただければ。

○吉山課長（保健医療課）

申し訳ございません。先ほどの所在不明児、資料が出てまいりまして。京都市内には、これが平成24年度に統計をとりました時点では、4名いらっしゃいました。以上でございます。

○辻井係長（学校指導課）

子ども支援専門官の具体的な取組でございますけれども、先ほど申しましたように、児童相談所との連携強化を図るということで、定例の会議等も含めて参加させていただくとともに情報提供を行っているということなんですけれども、具体的にどういう事例

があつて中身がどういうことかということにつきましては、所管課であります生徒指導課が担当しております、詳細は現在ちょっとお答えできる状態にございませんので、その中身につきましては生徒指導課に確認しまして、後ほど報告させていただきたいなというふうに考えております。

○安藤座長

よろしく申し上げます。制度というのは、つくっても具体的にどう対応して動いているかというのがわからないと、委員としてもコメントが非常に難しいので、是非よろしく申し上げます。

ほかに御質問、コメントがございましたら、どうぞ御遠慮なくどうぞ。

○直野委員

新規事業の中で、京都市居住支援協議会というのを設けられるようですが、高齢者の方の入居の困難さの現状、あるいは外国人の方の入居される際の困難な状況について、現状をちょっとお教え願いたいというのが1点。それからもう1点は、私は福祉事業団で仕事をしている上で今非常に気になっているのが、卒業の時期に入っているんですが、児童養護施設の卒園者に対する支援の現状、市から上乗せして支援されているのかどうか。最近では18歳で児童養護施設を卒園されますけれど、就職するにしても、すぐに住居を探さなきゃならない。しかし、経済的に非常に負担が重い現状があると思うんです。そういう面で、京都市のほうで独自に支援を講じておられるのかどうか。それは十分なのかどうか。その2点をお尋ねしたいと思います。

○安藤座長

それも具体的な問題なので、よろしく申し上げます。

○田口課長（長寿福祉課）

長寿福祉課でございます。1点目の京都市居住支援協議会でございますが、高齢者の場合につきましては、まず、最初に入居する段階で、高齢者であるということでお断りをされるような賃貸住宅があるということ。それから2点目としましては、当然入居された後に、例えば具体的に認知症になられたということを含めて、問題が発生する場合がありますということ。それから3点目、お亡くなりになった場合に、そのお亡くなりになったときの対応と、それから具体的に所有物が残っておるといったことなんかも含めまして、そういったときにどうするのかといったところも含めまして、課題としてはそういったところが挙げられております。

1点目のほうの、特に高齢者であることをもって入居をお断りしていただかないようにということも含めまして、そこに記載をさせていただいております、すこやか賃貸住宅、そういったところでこういった具体的に賃貸住宅業者、それから家主さんの協力を得まして、ここにつきましてはそういったことはありませんよといったことをネットで配信をさせていただくとか、そういったことを1つさせていただいております。

それから特に2番目、実際に高齢者の方が入居中に何らかのトラブルと申しますか、

例えば入院が必要になった場合であるとかそういったこと、それから3点目のお亡くなりになったときにどうするのかといったことが非常に課題であるということも含めまして、他都市の情報でありますとか、民間での実際の支援策、例えばそういった場合につきましては、保険があるとかいうような制度も情報として出ておりますし、そういった情報を集めること、それからNPO法人さんのそういった取組の学習をするとか、そういったことも含めまして、これから取組をさらに進めていきたいと考えております。

実際に市内中心部だけではなくて、この相談会につきましては、例えば東西南北で場所を設定いたしまして、高齢者の何でも住居の相談会をしていくといったことも含めて、検討をしておるところでございます。

保健福祉局といたしましては、地域包括ケア、高齢になってもいつまでも住み続けるためにということで、1つ住まいの関係につきましては、医療・介護以外、それだけじゃなくてお住まいの件につきましても、非常に重要な課題であると認識をしておりますので、これから取組を進めてまいりたいと考えております。

以上が高齢者の関係につきましの御説明でございます。

○安藤座長

2点目は。

○島崎課長（人権文化推進課）

申しわけないです。2点目の外国人の方の入居の際は、本日、国際化推進室が他の業務で欠席をいたしておりまして、その御質問の回答につきましては後日こちらの方から回答させていただきます。

○志摩課長（児童家庭課）

児童家庭課でございます。2点目に御質問をいただきました児童養護施設を退所した児童、児童養護施設を退所いたしまして家庭に戻る場合もあろうかと思いますが、単身自立した生活をしていくという児童も多数おります。その自立に際しまして、どういう支援をしているかという御質問を頂戴いたしました。

まず、国の児童養護施設に入所をしているときに、国と市からお支払いをいたします措置費の中で、自立に伴います支度費のようなものが児童に対して支給をされることになっております。これは国の制度でございます。それに上乗せといいますか、さらに京都市独自で若干の上乗せのような形で、支度費の支給をさせていただいております。

さらに平成22年度から始めております京都市独自の事業がございます。これは1つは施設入所をしているときからできるだけスムーズに自立をしていけるようにと。これは経済的支援ということではございませんが、施設からしっかり手厚い指導をしていただくということでの事業。

それから退所後ですね。2つございまして、1つは経済的に困難だということで、自立をする住居が確保しにくい児童につきましては、例えば、入所しておりました施設が賃貸のお部屋なんかを借り上げていただいて、安い額で児童に、その退所者に、退所者

の住居として提供していくという住居を確保するような支援、それから退所後につきましても、退所した児童がしっかりと自立した生活をしていけるように、入所しておりました施設からしっかりと引き続き支援をしていただく、サポートをしていただくための事業、こういったものを平成22年度から実施をしております。

加えまして、平成26年度の新規の事業でございます、今市会のほうで予算を御審議いただいておりますが、児童養護施設等を退所いたしまして、進学をする児童の学費の支援をしていく事業を平成26年度から新規に始めていきたいというふうに考えております。これは大学等に進学いたしまして、3年生、4年生ですので、1年、2年は間が空くんですけども、3年生、4年生、この2ヶ年の間に、学費の一部ということにはなろうかと思いますが、学費の半額、上限はございますが、その半額について支援をしていく事業を、償還不要の給付という形で、奨学金のような形で、新たな事業を御審議いただいているところです。

こういったような形で養護施設等を退所した児童がしっかりと自立をしていけるようということでの支援に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○安藤座長

ありがとうございます。

他にもございますか。安保委員。

○安保委員

すみません、私も子どものことなんですけども。1-9のところ、いじめ防止対策推進法の関係で、いじめ防止基本方針が4月1日から施行されるか何かだったと思うんですが、京都市のこのいじめ防止基本方針の策定がいつ頃になられて、条例でいじめ問題対策連絡協議会とか付属機関とかはつくられるようなんですけども、市会を待ってだとは思いますが、条例が施行されたら、いつぐらいに設置をされる予定なのかということ。それともう1つ、里親制度のことで、京都市としては、そんなに里親の比率は高くなかったというふうに思うんですけども、福岡とかは随分急激に里親が普及しておられるんですけども、京都市の方針として里親を増やすことについて、どういう方針で臨まれるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○安藤座長

ありがとうございます。

よろしく申し上げます。

○辻井係長（学校指導課）

いじめ防止対策推進法の関係でございます。平成25年9月28日に法が施行されまして、その後、国からも、いじめの防止基本方針が策定されるなど、具体的な動きが進んでいるところでございます。

京都市におきましては、現在、関係課それから学識見者等も含めまして、いじめ防止

対策関係者会議というのを開催しております、京都市のいじめ防止基本方針でありますとか、あと条例設置が必要な付属機関等につきまして、現在協議を進めているところでございます。条例の提案時期については未定ではございますけれども、平成26年度のいずれかの市会におきまして、条例の審議にお諮りしたいというふうに考えております。

○志摩課長（児童家庭課）

児童家庭課でございます。里親制度の里親の委託の推進について御質問を頂戴いたしました。委員に御指摘をいただきましたように、これは平成24年度末の数字でございますが、全国で里親の委託率、この委託率と申しますのは先ほどもお話しのございました児童養護施設等、家庭に代わって社会的に子どもを養育していく、1つは児童養護施設や乳児院ということで、施設で受け入れる、養護をする場合と、里親やファミリーホームということで、里親さんらの家庭で養護をする場合がございますが、この社会的に養護をする子どものうち、里親で養護をしている率、里親委託率ということになります。これが全国では14.8%、京都市におきましては8.3%ということで、全国平均の数字を下回っております。1つには、里親に子どもを預ける、委託をするということにつきまして、実親が子どもをとられるのではないかとといったような印象を受けるというふうなこともありまして、なかなか実親の理解を得にくいというふうな状況ですとか、あと逆に受け入れていただく里親を希望していただく里親さんにつきましても、養子縁組等を前提といたしました、自分の子どもとして育てていかれるというふうなことを希望される場合が多いというふうなこともありまして、いわゆるマッチングの加減なんか、里親の委託率が上昇しにくい要因ではないかというふうに言われております。

これに加えまして、京都市の場合は伝統的に児童養護施設、乳児院がしっかりとこういった社会的養護が必要な子どもを受け入れていただいていたというふうな環境も影響しているのではないかとというふうに考えております。

こうした中、一方では社会的養護が必要な子どもについて、できるだけ家庭的な環境のもとで、家庭で養育をしていくということは非常に重要なことというふうに認識をしておりますので、この里親の委託が推進をされるように、京都市でも事業の取組をしているところでございます。

具体的には里親委託の推進の体制をつくりまして、1つには市民の皆様への啓発、里親制度についての御理解を広めていただく、深めていただく、併せて、里親候補ということで里親になっていただく方を広めていくというふうなことも含めまして、普及啓発に取り組みますとともに、現に子どもを受け入れていただいている里親さんをしっかりと支援をして、安心して子どもを養育していただけるような相談支援の体制をつくって取組を進めているところでございます。

併せまして、国におきましては、この里親の委託率を平成27年度から15年間の間で3分の1まで引き上げていく、また、施設においても小規模な家庭的な雰囲気の中で

子どもを養育できるようにと、全体として家庭的な養育が進むようにということで、具体的な目標を挙げて取組を進めるということになっておりまして、京都市におきましても、こういった目標の達成に向けて、今後取組を進めていきたいというふうなことを検討しているところでございます。

以上でございます。

○安藤座長

ありがとうございます。

施設のほうがよく機能しているから民間でそれが少ないというのは、数字的な裏付けがあるのですか。

○志摩課長（児童家庭課）

1つには、現在京都市の施設で比較的本来の受け入れの定員を割り込むような形で推移をしておりますので、数的にはまず十分足りているのではないかとということがございます。

○安藤座長

安保委員、他に何かもっとお聞きになりたいことがあれば。

○安保委員

子どものことばかりですみません。

女性のことに絡むんですけども、今、家族の中で一番問題なのは、父と母が別居した場合に、子どもがいるときに面会交流をどう行うかというところでして、面会交流に関しては日本の法制度なんかはすぐ裁判所は権利があるかという目線についてはちょっと明確には言っていないんですけども、子どもの権利条約からすると、父と母と直接交流を持つということが子どもの権利であるというふうに規定されていまして、面会交流をうまくやるためには、支援するところ、大体離婚するときは仲良く離婚するわけではないので、やっぱり多少の緊張関係とか、もっとひどいトラブルになっている場合もあるので、そこで父と母の間にいる子を、片方の親と面会交流するときには支援をするということで、民法が変わったときに面会交流の支援の制度というのを補則で規定されていたと思うのですが、例えば東京都とかは面会交流の支援を一定の収入の制約がありますけども、連絡とかを委託して施策としてされているんですけども、京都の場合はそういうことを将来的に何か支援をするという部分のお考えはあるのかないのかということか、行政がする必要があると考えておられるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○志摩課長（児童家庭課）

父母が離婚をされた後の面会交流の支援ということで、御質問をいただいております。委員から御紹介いただきました他都市で取り組まれておりますような面会交流を直接支援する、これに特化した事業については、現在のところ実施要望をしておりません。

例えば京都市におきましては、ひとり親家庭支援センターという施設の設置をしてお

りまして、この中では無料の法律相談を含めまして、いろんな形で母子家庭、父子家庭の方々から御相談をいただいたり、またその後の支援をしております。こういった中で、御相談の1つとしては面会交流、あるいは養育費の問題とか、こういった問題も寄せられているというふうにお聞きをしておりますので、その中で全体として、いろいろアドバイスをしたり支援をしたり、また関係機関につないだりというふうな形の支援は実施をしておりますけれども、お尋ねいただきました、この特化したような事業というのは、現在のところは実施をしておりません。

今後の方向ということで、具体的にこれの実施について検討という状況にはございませんが、現在このひとり親家庭の支援も含めました「京都市みらい子どもプラン」が平成26年度が計画期間最終年度ということになっておりまして、平成27年度からの次期計画の検討を既にスタートしておりますが、平成26年の来年度、本格的に御意見をいただいて、策定に向けた取組をしていこうという時期でございますので、こういった中で、関係の皆様からの御意見も伺いながら、検討していくことになるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○安藤座長

私はオランダで勉強のために下宿を斡旋してもらったときに、父親のほうが、男の子と女の子の子どもを育てているという状況がありましたが、週末、やっぱりお母さんに会いに行くんです。ですから、恐らくオランダの場合は、離婚の段階でそういう問題があれば裁判所が入って、それできっちり決めるというのがあるのだと思います。

日本は、先ほど民法改正のお話がありましたけど、恐らくそこまで行ってない。裁判所自身がためらうというか、これは社会的な状況に違いがありますので、一概にどちらが正しいとは言えないんですけども、京都の議会でやることは限度があると思うけども。やっぱり担当課からそういう問題があるということで、関係方面の注意を促していただくことも大事じゃないかな。私は、そういうふうに思いますけれど。

他に。どうぞ。

○直野委員

障害者の就労支援対策についてお尋ねしたいんですが、障害者を就労するよう義務が課せられていますけど、市のほうの現在の雇用率ですね。それと企業のほうの平均的な雇用率をお尋ねしたいのと、それから促進のために、就労支援のために具体的にどういう取組をされているのか。

それから就労機会はあるんでしょうが、定着率が非常に悪いと聞いております。その定着のための施策等をお聞きしたいなと思います。

○堂本係長（障害保健福祉推進室）

障害保健福祉推進室です。本市の障害のある方の就労の雇用率につきまして、細かい数字を持ち合わせていませんので、後ほど開示させていただくんですけども、雇用率

につきましては、本市は他の政令市よりは非常に高い水準にはあります。

企業の平均的雇用率につきましても、ちょっとこれも後ほどとさせていただきます。

御指摘のとおり定着率がなかなか、雇用までは至るんですけども、定着率が低いのではないかという御指摘はおっしゃるとおりでして、現在も御審議いただいているところではございますが、平成26年度に新規事業としまして、京都市障害者職場定着支援等推進センター事業というものを実施予定でして、これにつきましては、現在、「京都障害者就業・生活支援センター」というところがあるんですけども、こちらと連携しまして、職場の定着に特化した支援員を3名配置予定しておりまして、定着のほうにも重きを置いて支援をする体制を現在配置を予定しておるところです。

以上です。

○安藤座長

ありがとうございます。

大体、予定の時間が来たんですけども、これだけは聞いておきたい、言っておきたいと。はい、石元副座長。

○石元副座長

はい。ちょっとまた戻って児童養護施設の問題なんですけども、1つは大学進学率が非常に低くて、退所した人たちが貧困と結びつきやすいという問題があります。例えば若年ホームレスの聞き取り調査をすると、児童養護施設の退所者、児童養護施設で暮らした経験があるという人の割合が高いですね。派遣村にも児童養護施設で生活していたことがあるという人が多いとか、そういった数字というのが幾つか出ていて、大学進学率も10%切っている県が多いんです。京都市が来年度ですか、今審議中だということ非常に重要なことだと思うんですが、先ほどお聞きした学費の支援について、3年と4年の2年間ということだったと思うんですが、これはどうして1年、2年を含めて4年間やらないのかということをお伺いしたいと思います。時間がありませんので、その1点です。

○志摩課長（児童家庭課）

先ほど申し上げました学費の支援、進学支援についてでございますが、今回、給付型の支援ということで、全国的にもかなり珍しい取組になるのではないかとこのように思っておりますが、まず始めさせていただいたということでございますが、先ほど少し御紹介申し上げましたような、高校を卒業して退所した当初には、若干の支度金等も用意されているということですか、あと自立が困難な児童につきましては、例えば18歳以降も満20歳になるまでは、児童養護施設の入所の措置を延長するようなことも法令上可能になっておりまして、こういう支援が行われる場合に、また児童養護施設退所後に自立援助ホームと申しまして、例えばその児童養護施設を退所した子どもたちがしっかりと自立をするまでの間のグループホームのような形の施設もございますので、そういったような活用できるほかの制度・支援というのが、まだ若干なりとも残っている。

それらが全くなくなってしまう、3年、4年といいますと二十歳を超えたぐらいということで、児童から本当にもう大人になって、そういう支援が一切無くなる一番しんどいとき、また学校の生活につきましても、学業がますます本格的になったりとか就職活動も始まってくるということで、例えばアルバイトなんかもままならない時期、中退なんかも多くなってくる時期というふうなこともございまして、まずは3年、4年からスタートをさせていただいたというふうなことでございます。

○安藤座長

ありがとうございます。

○表委員

1つだけ。

○安藤座長

はい。

○表委員

2－9ページなんですけれども、17番の「市の審議会等における女性委員の登用の推進」という取組なんですけど、今日、改選されて、それで新しい委員もおられたんですけども、35%を超える審議会等の割合を50%にするとあるんですけど、10人のうち3人で、人権文化推進懇話会が30%であるということについて、何かコメントをお願いします。

○島崎課長（人権文化推進課）

すみません、今日、女性の重野先生が欠席しておられるので、4割達成しております。

○安藤座長

それじゃ、いろいろ御質問・コメントあると思いますけれども、また事務局のほうへ申し出いただきたいと思います。

時間の関係もありますので、議題（2）に移らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

（2）次期京都市人権文化推進計画の策定について

○島崎課長（人権文化推進課）

そうしましたら、資料の2「次期京都市人権文化推進計画の策定について（案）」というところでございます。

まず、次期計画の策定趣旨でございますが、まず策定の背景といたしまして、京都市では人権に係る施策を市政の重要な柱といたしております。施策を総合的、効果的に推進するために、今の計画を平成17年度に策定いたしました。計画期間が平成26年度までの10年でございます。

ただ、この計画の策定以後も、国内外におきまして、様々な人権侵害、新たな人権侵

害の事案が発生してございます。今の計画に重要課題として取り上げております課題につきましても、当初は想定していなかったような複雑化、深刻化しておるような状況でございます。児童虐待あるいは高齢者の虐待、いじめ、インターネットをはじめとする悪質な書き込み等の人権侵害でございます。

また、社会状況等の変化によりまして、計画策定時には想定していなかった課題、ヘイトスピーチでありますとか企業内でのパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、あるいは雇用に係る非正規雇用、ブラック企業等の不利益な扱いなどでございます。こういったものに対しまして、新たに対応を求められている状況でございます。

策定の必要性といたしまして、平成26年度末で今の計画期間が終了するわけですが、市民の人権意識というのは高まってはきているものの、それが個々の行動に結びついているということは、まだまだ十分とは言えない状況でございます。

今の計画の取組状況を点検・評価するとともに、先ほど申しました今日的な状況を踏まえまして、新たな基本方針として次期の人権文化推進計画を策定いたしたいというふうに考えております。

次期計画の概要でございますが、目的は今申し上げたことでございまして、計画期間といたしましては、平成27年度から平成36年度までの10年間と考えております。

計画の位置づけでございますが、京都市の一番上位の基本方針でございます「京都市基本構想」、それを具体化するための主要な施策を示しております「はばたけ未来へ！京プラン」（京都市基本計画）、これに基づきます人権施策に関する分野別計画という位置づけでございます。

裏面を見ていただきまして、策定の作業の進め方でございますが、まずこの人権文化推進懇話会において、御助言、御意見を頂戴したい。それをもとに、事務局において案を作成していくという手順を進めていきたいと思っております。そして中間まとめができました時点で、市民に対しましてパブリックコメントを行い、その意見を聴取、反映してまいりたいというふうに考えてございます。

懇話会における意見聴取の方法でございまして、まず部会の設置ということで、非常に検討すべき内容が多岐、広範囲にわたりますので、十分な議論の時間を確保させていただくために、この懇話会の下に、一応3名から4名程度で想定しておりますが、懇話会委員で構成する部会を設置していただきたいと考えております。この部会におきまして、あらかじめ議論を整理していただいた上で原案を作成し、それを全体会議に持ち上がって御意見をいただきたい、効率的に進めていきたいと考えております。

部会の構成でございまして、部会は懇話会座長を中心に、本市が人権施策の柱としております、①教育・啓発、②保障、③相談・救済の分野から、各分野に精通しておられる学識委員1名ずつで構成をしていただきたいと思います。また、必要に応じまして、懇話会以外、外部の有識者らの意見も求めていきたいというふうに考えております。

部会委員の選任につきましては、懇話会座長の指名により選任をしたいというふうに

思っております。

今後の検討スケジュールでございますが、平成26年5月ぐらいにまず第1回目の全体会議、このときに各局から現行計画の評価と課題をとりまとめまして、それをお示しして議論いただきたいというふうに考えております。先ほど申し上げました部会の構成メンバーと、こういったことをまず御議論いただきたいというような中身も、この5月のお諮りをしたいというふうに思っております。6月から11月にかけて、おおむね全体会議3、4回、部会のほうを4、5回開催いたしまして、12月には一度、中間まとめをまとめていきたいというふうに思っております。年明けの1月に中間まとめに対する市民のパブリックコメントをいただきまして、2月に最終まとめ。概ねこういったスケジュールで、進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○安藤座長

ありがとうございます。

まだこれから議論するというので、非常に簡単な内容でございますが、大筋は今御説明いただいたように進めていきたいというふうに考えております。この進め方及び内容的にも、こういう点はこの御指摘がありましたら、どうぞ御遠慮なく。今出たところで、すぐというのはちょっと難しいかもしれませんが。もちろん御質問でも結構ですので、よろしくお願いします。

私は実は事前に簡単な説明を受けたんですけども、10年となると我々皆10歳、年がいつているので、社会全体が高齢化する、日本の今の調子でしたら、老人が増えて若者が減って、私の年金なんか通知が来る度に減るので、そういう問題はより深刻になるんじゃないかと。それから若者も減るから、彼らがやっぱり希望を持って将来に向けるような、そういう人権問題も大切になってくる。さらにこれはどの程度進むかわかりませんが、私は今たまたま難民審査参与員というのをやっております、入管局、法務省が日本へ来ている外国人で、その難民申請した場合に、これははねつける場合が多いんですけども。

というのは、日本も難民条約に入っていますが、これは政治的意見とか難民としての認定の根拠がかなり限定されています。多くの場合は就労・稼働目的で、しかも日本のこれまでの政策は、単純労働は認めないという発想なので、これは日本人の就職を確保するという意味で、それはちゃんと狙いはあるんですけども。ただ、私は実際にやっております、昔の3K、きつい、汚い、恰好悪いと言われていましたが、そういう分野にこの外国人、しかも不法就労者で、中小企業は恐らくそれでないとやっていけないとか。そういうところはもう実際雇っているし、表に出てないだけで、20万から50万、外国人労働者が日本にいます。

しかも、日本側にもシンジケートのようなものできていて、もう出る側の人にしたら、10年間の収入相当分ぐらいのお金を払って、ブローカーにパスポート、それから

ビザ、日本へ行ったらここへ行けと。こういうのを見ると、非常に気の毒ですね。初めから承知してやっている人もあるけれど、善意でだまされて、国へ帰ったら借金だけ残ってどうしようという。ですからそうなるという色々な意味で国際化は10年たてばもっと進むので、そうなってくると外国人の問題もより突出してくるのじゃないかと。ですから社会構成、年齢、高齢化、それから国際化、できたら人権施策というのものも、いろんなところから見える形で透明化ということが必要じゃないかと。

反射的に申し上げたんですけれども、そういうことも含めて、どうぞ何かコメント・御質問ありましたら、お願いしたいと思います。

○石元副座長

人権概念というのは時代とともにどんどんと広がって、かつ深まってきていると思うんですね。だから10年前ですと人権問題だというふうに余り考えられていなかった問題が、人権に関わる問題だと広く認識されるようになってきますし、そういったことも踏まえて、人権概念が非常に多様化しているということで、扱う範囲というののもかなり広がってくるのではないかなというふうに思います。

今日の人権文化推進計画の中でも、最後にその他の課題ということであったんですが、これを見ても、例えば少し前になるんですけれども、法務省が課題をずらっと並べている中に、性的指向の問題というの、10年ぐらい前ですと挙げたりもしていますし、刑を終えた人の問題とか、かなり多様化しています。このその他の課題のところを読みますと、例えばセクシャルマイノリティーに関しては性同一性障害という、ここが1つ出ているだけなんです。

ということもありますので、その他といっても、多様化してきており、それぞれ個別の課題を持っているんだということを見ながら、議論を深めていく必要があるのではないかなというふうに思っています。

○安藤座長

ありがとうございます。

どなたからでも御遠慮なく。

○岩淵委員

今、安藤座長のお話をお伺いしております、10年後を見通して、こういった人権の問題について考えていくということになるろうかと思えます。10年後ということになりますと、高齢者がどんどん増えて、今のお話にあったとおりですけれども、それを行政とか制度の中で何とかしようというものの考え方では、もたないと思うんです。制度として仕掛けはするけれども、最終的には、地域で住民が、高齢の問題であり、女性の問題であり、虐待であり、いじめの問題であるということ、学校やいろんなところに任すんじゃないしに、自分たちで考えていくような仕組み、仕掛けをつくっていかないと、やっぱり10年先を見越して難しい。

地域の中で、いろんな会議の中で話が出てくるのは、どこそこでおばあさんが亡くな

られたけれども、1ヶ月間誰も気がつかなかった。そうしたら、どこかが何をしているんだという話になるんですよね。ではなくて、やっぱり地域の皆さん方がご近所に住んでいるわけですから、声をかけていくのが、本来の姿であろうかと思うんです。下手をすると、役所が、行政が何かをしないから、こうなったんだというようなことになる。

いじめの問題も、やっぱり学校は何しているのかということももちろん当然あるんですが、そういうところだけでなく、子どもの意識を地域で育むというようなことも非常に大事なと思います。学校ではいじめの防止のために地域生徒指導連絡協議会、地生連ですかね、ああいった制度があるんですけども、制度があっても、その中に、例えば子どもたちに関わってやろう、社会を明るくしてやろうというような保護司のような立場の人が入っていなかったりする。あの方々は、社会を明るくする運動ということで、いろんなところで集会をして、一人一人、地域の人を大事にしていく、地域に再犯者をつくらぬとか、犯罪を未然防止しようというような動きをしておられると思うんです。

ですので、そういったところとパイプをうまくつないでいくような仕掛けをこれからはつくっていかないと、行政だけが丸抱えをしていくような計画では、少ししんどいかなというようなことを思います。安藤座長がおっしゃるようなスタンスで考えていくのが大事なとおもいます。これは感想ですけれども。

以上でございます。

○安藤座長

ありがとうございます。

どうぞ。

○岡田委員

高齢化社会について私もつい最近思ったことなんです、私の故郷に1週間滞在しましたら、ひどい高齢化社会で、極めつけは銀行でした。その都市はJRの特急列車がとまるところで、交通の要所ではあります。しかし、私たちが育ったときに比べてシャッター通りになっていて、本当に地域の経済はもう疲弊している、そんなところなんです。そこで銀行はどうだったかと言いますと、お金と書類とを合わせて行員に渡しましたら、番号札を渡されます。番号札というのはB5ぐらいの大きさ、つまり、これぐらいの大きさの番号札なんですね。それでどうだかと言いますと、そうすることによって銀行業務が円滑に進む。高齢者の方々は、どこかに紛れ込ませるということもない。タイムロスがない。そうやって工夫しておられるんですね。

それで、この資料の2-13の51なんです、以前はカレンダーとかいうのを配布なさっていたんですけども、あそこにある小さい枠組みにたくさんの方が書いてありましてね。でも、今これからの高齢化社会では、番号札のように、番号しか、それも大きく書いて、それでしか伝わらない。それがお互い円滑に暮らしていくために必要なんだというのがわかってきてますし、いろんな意味で今までの高度経済成長みたいなスピードを狙う、そういうものからちょっと発想を変えて、ノーマライゼーションにある

ような非常にテンポの遅い、だけども着実に伝わるものをしていくことが1つの鍵かなというふうに考えまして、この51番の改善例は非常にいい改善じゃないかなと思っています。

以上です。

○安藤座長

ありがとうございます。

これは深刻な問題だけど、あんまり深刻になり過ぎないほうがいいんで。本気で考える問題ですね。

○直野委員

この10年間の計画ですから、10年というスパンという非常に長いですし、今の時代というのは非常に変化の激しい時代ですので、前提条件がなかなかとれないと思うんですよ。恐らく人口減と高齢化率ぐらいが、比較的読める要素かなというように思うんですよね。

例えば、今出ている外国人の問題にしても、じゃあ京都市は行政だけじゃなくて京都市全体として、外国人をもっと入れようという方向にあるのか。でも、先程もちょっと言いたかったんだけど、民間の人たちは、いや、あんまりマナーも悪いし、文化も違うし、ちょっと嫌だなと思っている方も実はいらっしゃる。それから市の人口そのものはどんどん減っていくはずですから、高齢化率も非常に高くなっていくはずですので、そういう中で例えば活性化させようとするれば、外国人留学生を入れていくとかというようなことは考えておられると思うんです。

そういう前提条件をどこに持ってくるかということによって、これをつくるのは非常に難しいんじゃないかなというように思います。その辺りをきちっとしていただいたほうがいいかなという気はします。

○安藤座長

ありがとうございます。

他の委員もどうぞ御遠慮なく。今発言されたから責任が問われるということはありませんので、どうぞ御自由に。

○矢野委員

具体的にどうこうという話はなかなか難しいと、私自身思ったんですが、今の計画の作り方が基本的にはターゲットを設定するという作り方になっていると思います。これは多分、市の行政のいろんな区割りとも関係もありますし、そうしたほうがいろんな施策を考えやすいということもあるかと思いました。

ただ、ターゲットを設定したんですけども、しかし先ほど言われたようないろんな社会情勢のこの間の変化の中で、うまく収まりがつかないところも出てきていると思います。

その一番端的な例は、女性についての項目だったんじゃないかなと思います。例えば、

DV被害者ということで男性の問題もここで論じられたりとか、あるいは男女共同参画ということ、そしてその中で特にワークライフバランスの問題。特に京都市では「真の」という言葉をつけてわざわざこだわられているようですが、この男女共同参画とかワークライフバランスの問題を女性の問題というふうに捉えているのでは、やっぱり射程は狭いと思います。男性も含めた働き方の問題とか、あるいは地域社会、家庭生活の問題と捉えていかなければならないと、多分男女共同参画の関連法では言っているんだらうと思うんですね。ですから、そういうことを考えていきますと、ターゲットを設定していくという形でのいろいろな施策を重点課題として考えるというやり方は、一方で残されるんだらうと思いますが、もう少しより大きな総論的^なと言いますか、中2階というんですかね。そういう施策を考えていただけないか。多分そこでは国際化とかあるいは少子高齢化とか人口減とか、そういったような社会の大きなトレンドを踏まえながら、どういうことを考えていったらいいのかというのが問題になってくるんじゃないかなと思います。

あるいは逆に、例えば今先ほどの議論のほうでも高齢者と障害者というのは似ているところがいろいろあるというような形で、重なりながら議論されていたと思います。そういういろんな施策を考える上でも、似ているところと違うところはどこにあるのかと考えながら検討を進めていただけると、いろいろな議論がしやすくなってくるんじゃないかなと思いました。

やや雑駁な感想で申し訳ありませんが、そのように思いました。

○安藤座長

要するに意味のある設定というか、ある程度フレキシブルに目標設定しておいて、進む中であるいは議論の中で関連するものは絞り出せるように、そういう取組。役所のセクショナリズムというのは、昔から言われているけども、そうじゃなくて、特に人権の場合はそれを越えて繋ぐような、そういう部分を総論の段階から考えていった方がいいんじゃないか、という御指摘だらうと思います。発言されていない方も、どうぞ御遠慮なく。

○木下委員

人権というのは本来身近にある問題として捉えて、我々全員が心の中へ定着するような問題やと思うんです。ところが、人権というと、何か身構えるとかちょっと敷居が高いとか、きちっとしてやらないかんというようなことを感じるのが、我々一般市民ではないかなと思うんです。先ほどもおっしゃっていましたが、行政のできることというのはやはり限界があると思いますので、人権というのが市民全体、我々一般市民の中へどう定着するかという旗振りをしていただくというのが大事なのかなと。何かちょっと人権というと、今まで我々もちょっと上のとか、身構えてしまいますので、その点をどういうふう to 実現していくのかなと。

それと最近の風潮として、何か事があると、国がどうこうせなんだとか、国が悪いと

か市が悪いとかいうような話もよく聞きますので、これもやはり行政上の非常に難しい問題点だと思うんです。その辺をどのように克服していくかというのが大事かなと思ったりするんですが。

○安藤座長

ありがとうございます。

民と官の接点、それから両方ともうまく融合して機能するよという、それは非常に重要な視点だと思います。

○安保委員

10年ということなので、この10年でも人の生活というか、一番身近な人の関係である家族も随分変わってきていて、虐待の問題にしても高齢者の問題にしても家族像が全然違って来たところがあるので、10年後を考えて、人の生活というものから考えていかないと、そこに暮らす人の暮らし方とかその辺が難しくなってくるのかなとは思いますが。それでも、最終的にはやっぱり弱者の人権擁護というか、そこに最初に介入できるのは行政なので、個人の私生活の中に、例えば虐待問題にしても高齢者虐待にしても、やっぱり個人のプライバシーの中に最終的に何か介入するということになってくると、行政が介入しないと個人ではできないところがあるので、その役割をきちんと、どんなときであっても果たせるように考えていかなきゃいけないのではないかなとは思いますが。

○安藤座長

ありがとうございました。

個人の重要性は大事なんだけど、それはその個人が非常に強くて賢くて能力があつてという前提でいうと、やっぱりそれは間違っているというか、現実には合わない場合があるので、そうでない部分はやはり行政、公の手が必要じゃないかという御指摘をいただきました。

表委員、もし何かおっしゃりたかったら。

○表委員

私も先ほどから委員をさせていただいているときから思っていたんですけども、10年たって、10年前は女性がまだまだエンパワーメントしないといけないという風潮が社会にあったんですけども、これからは女性じゃなくて、性別は関係なく、セクシャルマイノリティの話でもそうでしたけど、そういうことを見越していかなくちゃいけないと思います。それと高齢者という問題があったんですけども、今の日本社会全体の施策は高齢者のほうに重きが置かれているということとか、日本では特に子どもよりも高齢者に予算が使われているということを言われているので、私としてはもちろん高齢者の人権を守っていくということも大事ですけども、子どもの人権を守っていくことを、さらに力点を置いて施策を考えていただきたいなというふうに思います。これからの社会を担っていく子どもたちですので。

○安藤座長

ありがとうございます。

一応、各委員の感想を伺いましたので、そういうものを踏まえて、これから1年かけてゆっくり、バランスのとれた、しかも現実的なプランを考えていきたいと思います。

それじゃ、とりあえずマイクを事務局のほうに返します。

○平竹文化市民局長

本当に安藤座長、進行どうもありがとうございました。

最初に申し上げなきゃいけなかったんですけども、引き続き委員をしていただいている4名の先生、そして今回6名の先生が新しく選任いただきましたけれども、皆さんそれぞれに熱心に御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

今、次期人権文化推進計画についていろいろ御意見をいただきました。確かにこれから10年後を見通すというのは非常に難しいというのは我々も感じておりますし、ただやはり大切なことというのは基本的には変わらないのかなとも思いますので、そういった形でつくらせていただいて、もし余りにも状況が変わってくれば5年後に見直すとか、そういったことも考えていけばいいのかなと。あるいは、もう急に新たな課題が生じてきたときは、その年々の実施計画の中でまた考えさせていただきたいというふうにも思っておりますので、そういった形でこれから10年後の京都の人権行政がどうあるべきか、どういう京都市になっているべきかというふうなことで、今後人権計画を策定するに当たって、御意見を賜ればというふうに思っております。

非常に大切なテーマでもございますので、私自身も時間の許す限り部会等にも出席をさせていただいて、先生方と一緒にお話を聞かせていただいて勉強をし、意見も述べさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは部長にマイクを回します。

○吉川市民生活部長

本日は委員の皆様には貴重な御意見を本当にありがとうございました。これで本日の人権文化推進懇話会につきましては終了させていただきます。今後どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

(以 上)